

# 「地域における公益的な取組」としての 法人後見について

令和3年3月12日

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

# も く じ

I. 成年後見制度利用促進の背景・必要性・・・・・・・・・・ 1

II. 社会福祉法人による法人後見に対する期待・・・・・・・・・・ 6

III. 「地域における公益的な取組」としての  
法人後見（スキーム・スケジュール）・・・・・・・・・・ 10



# I . 成年後見制度利用促進の 背景・必要性

# 1. 成年後見制度のニーズ

## (1) 制度の潜在的なニーズの増加

- ▶成年後見制度の対象となる「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」等が年々増加。
- ▶同居又は近居の親族がいない「高齢者の単独世帯」や「高齢者夫婦のみの世帯」も増加傾向。

〔図表：成年後見制度の潜在的ニーズ（大阪府）〕

出典「第4期大阪府地域福祉支援計画」

認知症高齢者		療育手帳所持者（知的障がい者）		精神障がい者保健福祉手帳所持者	
2015年度末	2040年度(推計)	2008年度末	2015年度末	2008年度末	2015年度末
約32万人	約53万人	55,161人	75,081人	43,385人	76,458人

※認知症高齢者数は、総務省「国勢調査（2015年）」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成

〔図表：世帯数の推移（大阪府）〕

(単位：千世帯)	2000年	2005年	2010年	実績値 ← 推計値		2025年	2030年	2035年
				2015年	2020年			
一般世帯数	3,455	3,591	3,823	3,918	3,992	3,966	3,873	3,737
単独世帯数	1,029	1,152	1,368	1,471	1,518	1,555	1,555	1,525
高齢者世帯	746	962	1,198	1,421	1,484	1,462	1,453	1,482
高齢者単独世帯	255	341	446	555	596	610	623	650

出典「第4期大阪府地域福祉支援計画」より一部抜粋

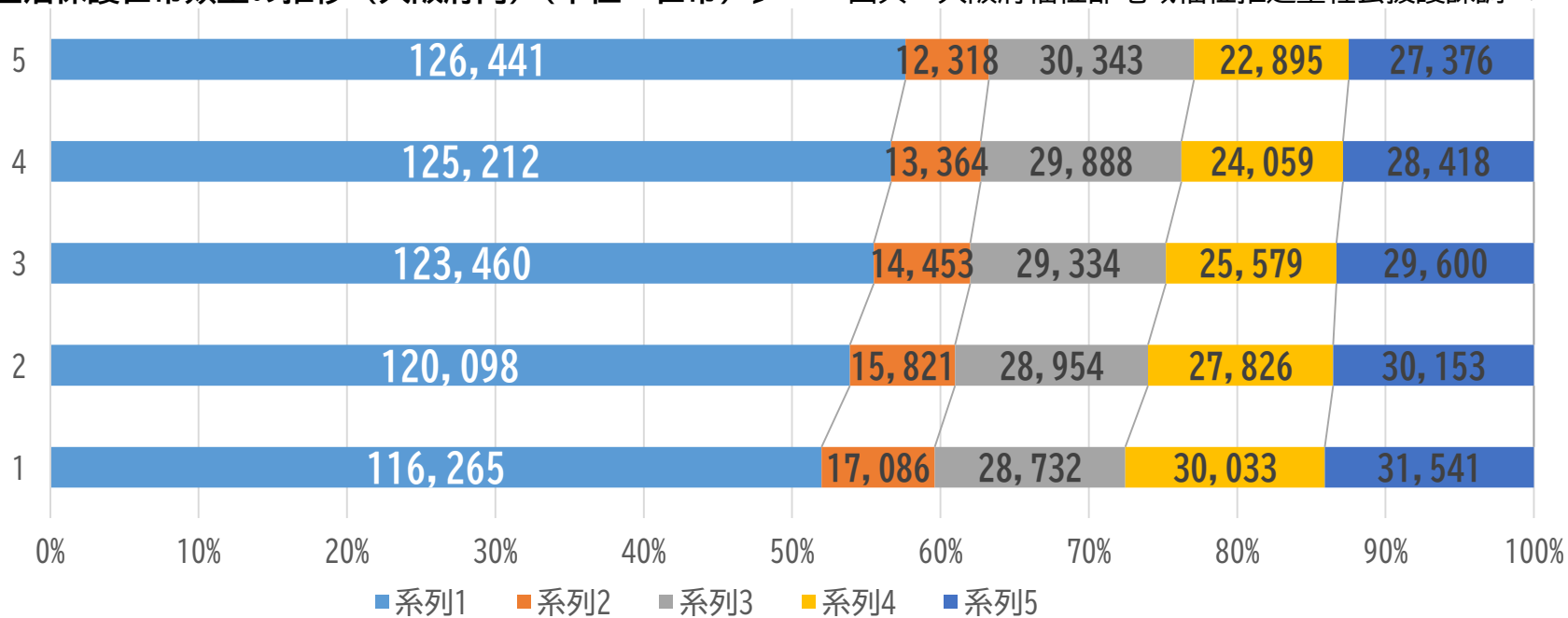
# 1. 成年後見制度の二一ズ

## (2) 低所得者等の増加

▶成年後見制度の利用にあたり、後見の報酬や事務費を本人の資産から支弁できない低所得者等が年々増加（特に、生活保護受給世帯数における高齢者世帯等の割合が増加）。

〔図表：生活保護世帯類型の推移（大阪府内）（単位：世帯）〕

出典：大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課調べ



※1 高齢者世帯とは、65歳以上の高齢者のみの世帯及び65歳以上の高齢者と18歳未満がいる世帯

※2 31年度の数値は未確定数値

### 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
  - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
  - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

### 課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

◆ 推進し、達成されるべきこと：

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための「選択肢・手段」

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。



## Ⅱ. 社会福祉法人による 法人後見に対する期待



### 3. 成年後見制度の担い手について

#### (1) 制度の利用状況

- ▶府域における制度の利用者は年々増加しているが、前述の制度のニーズと比較すると少ない状況。
- ▶成年後見人等と本人の関係において、親族が占める割合は、全体の約15%に留まり、専門職の割合が多くを占めている。
- ▶今後、核家族化等による親族後見人の減少や、専門職後見人の人数にも限りがあり、担い手不足が懸念されている。

〔図表：成年後見制度の利用等の概況（大阪府）〕 出典：大阪家庭裁判所の資料をもとに大阪府において加工

#### ① 成年後見制度の利用者数の推移

	H29年12月末 時点	H30年12月末 時点	R1年12月末 時点
成年後見	11,957人	12,717人	13,215人
保佐	2,493人	2,791人	3,106人
補助	749人	825人	929人
任意後見	227人	268人	273人
合計	15,426人	16,601人	17,523人

#### ② 成年後見人等と本人との関係別件数（R1）

親族	(※) 422件
司法書士	1,416件
弁護士	682件
社会福祉士	249件
税理士	3件
行政書士	52件
市民後見人	34件

※親族が占める割合は全体（2,858件）の約15%

### 3. 成年後見制度の担い手について

#### (2) 制度の担い手の状況（市民後見人養成の状況）

- ▶大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、市町村に参画を働きかけ、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進。
- ▶現在21市町（政令市を除く）が実施しているが、府全域における実施には至っておらず、バンク登録者は213人で、受任件数は39件となっている。
- ▶引き続き、市民後見人の養成事業への市町村の参画を図るとともに、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な担い手確保が求められている。

〔図表：市民後見人（バンク登録状況 ※政令市を除く）（単位：人）〕 ※R2年8月現在

登録年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	合計	現登録者 213
登録	16	39	47	37	53	55	37	27	34	345	
移管				2		1			1	4	
退会			7	14	15	24	29	46	1	136	
各年度末登録者数	16	55	95	120	158	190	198	179	213		

出典：府社会福祉協議会資料をもとに地域福祉課で一部加工し作成

〔図表：市民後見人（受任・終了件数 ※政令市を除く）（単位：人）〕 ※R2年8月現在

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	現活動数 39
受任数	2	7	9	12	10	14	14	9	5	82	
終了数	0	3	1	2	4	13	4	10	6	43	

出典：府社会福祉協議会資料をもとに地域福祉課で一部加工し作成

## 3. 成年後見制度の担い手について

### (3) 社会福祉法人による法人後見に対する期待

- ▶後見活動においては、本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められる。認知症や障がいのある方に対する一定の知識や対人援助技術、福祉的知識を有していることが必要。
- ▶一方、社会福祉法人においては、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、「地域における公益的な取組」の実施により地域社会への貢献が求められており、後見制度の担い手として期待されている。

(大阪しあわせネットワークや社会福祉施設経営者部会及び老人施設部会の事業計画に「権利擁護事業の推進」「法人後見の推進支援」について位置付けあり)

#### 成年後見制度

#### 制度の担い手の確保が必要

- ▶府域のどの地域においても、必要な人が制度を利用することができるよう、担い手確保が必要
- ▶本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められている

#### 社会福祉法人

#### 地域における公益的な取組の実施

- ▶福祉に関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、地域社会への貢献が期待されている




#### 社会福祉法人による法人後見の実施 (「地域における公益的な取組」として実施)

##### 被後見人等のメリット

- ・府域のどの地域においても制度の利用が可能
- ・継続的に制度を利用することが可能
- ・地域のネットワーク等を活用したチーム支援が受けられる



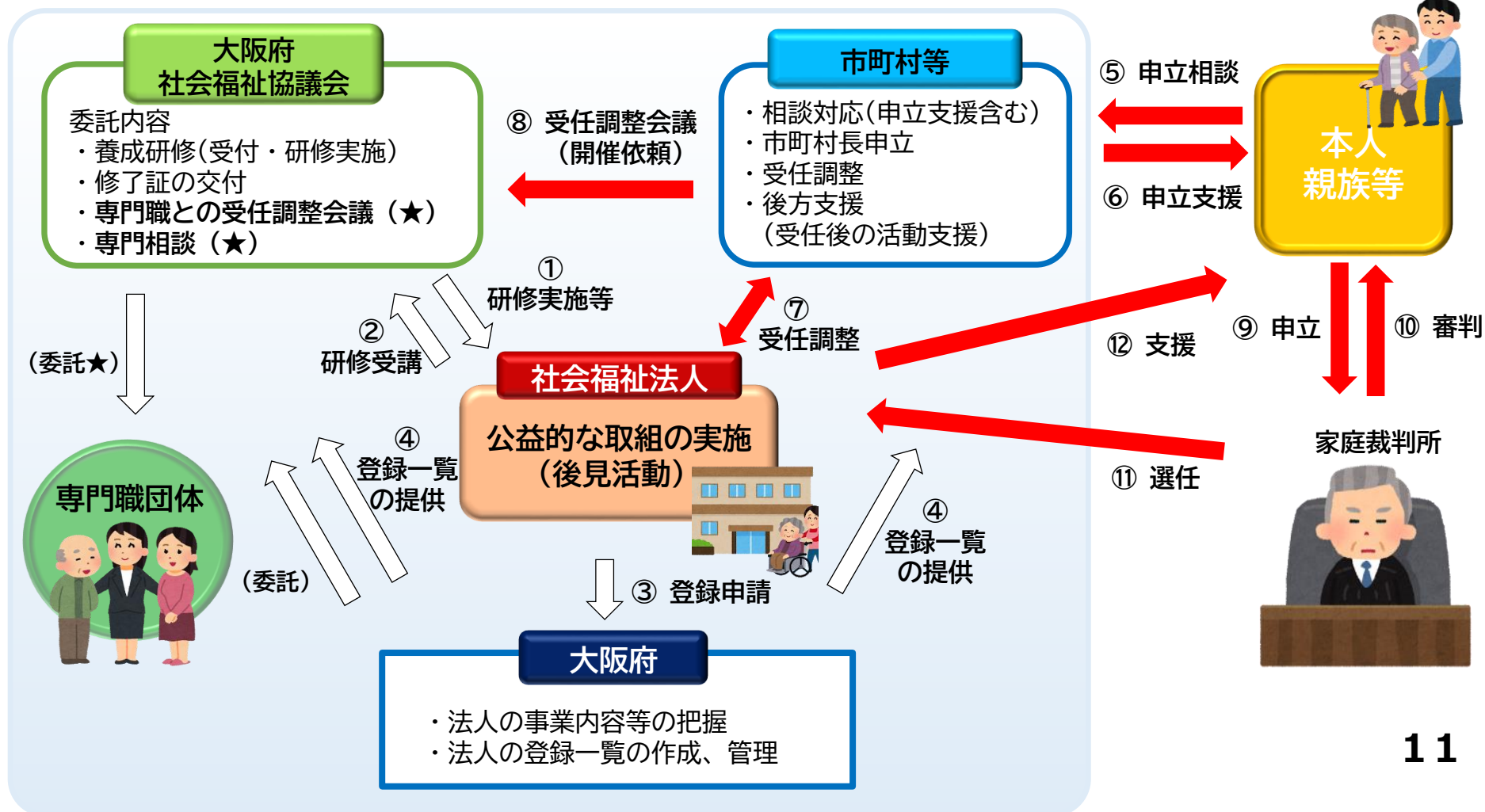
※「地域における公益的な取組」として実施する場合、後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担



# Ⅲ. 「地域における公益的な取組」 としての法人後見 (スキーム・スケジュール)

# 1. 全体スキーム（イメージ）

- ▶社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見の全体スキームは以下のとおり。
- ▶担い手の養成（研修等の実施）や、活動しやすい環境づくり（相談対応等）に向けて、関係機関と連携し、法人への支援体制を整備。



## 2. 各主体の主な役割

▶法人後見の養成と活動支援にあたり、大阪府、市町村、大阪府社協をはじめ、専門職や家庭裁判所等、多様な主体が連携・協力しながら取組を支援する。

		市町村等(※) (中核機関等委託先を含む)	大阪府社協 (府事業の委託)	大阪府 (総合調整)
(1) 養成	① 養成 研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・PR(広報誌・HP等)</li> <li>・研修参加</li> <li>・受講者の状況把握</li> <li>・担当課の明確化(窓口の一本化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・PR(広報誌・HP等)</li> <li>・研修実施(全般)</li> <li>(案内・受付・研修実施・修了証の交付等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・PR</li> <li>(関係機関等への周知等)</li> </ul>
	② バンク 登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録事務全般</li> <li>(申請受付・一覧の提供・管理等)</li> </ul>
(2) 活動	③ 受任 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任調整(出席・議案説明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任調整(会議運営)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任調整(出席・議案説明)</li> </ul>
	④ 活動 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常相談の実施(随時)</li> <li>(福祉サービスの利用等)</li> <li>・情報交換等の実施(定期)</li> <li>(本人の状況、後見活動の確認)</li> <li>・活動交流会への参加</li> <li>・緊急連絡体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談の実施(定期・随時)</li> <li>▶家裁への提出書類作成</li> <li>▶後見活動への支援等</li> <li>・損害賠償保険手続き</li> <li>・フォローアップ研修の開催</li> <li>・活動交流会の開催</li> <li>(市民・専門職等との情報交換等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>(市町村、府社協、国、家裁等)</li> <li>・マニュアル作成</li> <li>(社福法人向け・市町村向け)</li> </ul>
(3) 運営	⑤ 事業 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画会議(出席・議案説明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画会議(会議運営)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合調整(研究会等において、事業のあり方検討)</li> <li>・企画会議</li> <li>(議案説明・事業のあり方検討)</li> </ul>

(※) 「(1) 養成」に係る市町村は、法人の所在する市町村が対応

「(2) 活動」に係る市町村は、原則、要支援者(被後見人等本人)の居住地の市町村等が対応

## 3. 制度の担い手確保にかかる方向性

### (1) 担い手確保にかかる基本的な考え方

大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう制度の担い手確保に努める。市町村においては、引き続き、市民後見人養成事業への参画を促進する。

#### ① 市民後見人養成事業【事業主体：市町村】

▶大阪府では、平成23年度より、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進し、現在21市町（政令市を除く）が実施。  
引き続き、全市町村の事業への参画を促進する。

（「成年後見制度利用促進計画」において、市町村における市民後見人の研修・育成・活用が求められている。）

#### ② 法人後見支援体制整備事業【事業主体：大阪府】

▶社会福祉法人による地域社会への貢献（地域における公益的な取組）として行う後見活動を広域的に支援するため、大阪府、市町村、大阪府社協等と連携・協力し、養成研修の実施や活動支援を行う体制を整備する。

（各主体の主な役割は、13頁の「各主体の主な役割」のとおり。）

### (2) 法人後見支援体制整備事業の実施にかかる考え方

#### ① 法人後見支援体制整備事業の実施（市民後見人養成事業への参画を働きかけ）

▶本事業は、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、法人の申請に基づき、幅広く事業の参画を求めるもの。  
▶そのため、市町村（法人及び要支援者の所在する自治体）に対しては、制度の利用促進の観点より、本事業に参画し、役割（養成・活動支援）を担ってもらうよう働きかける。

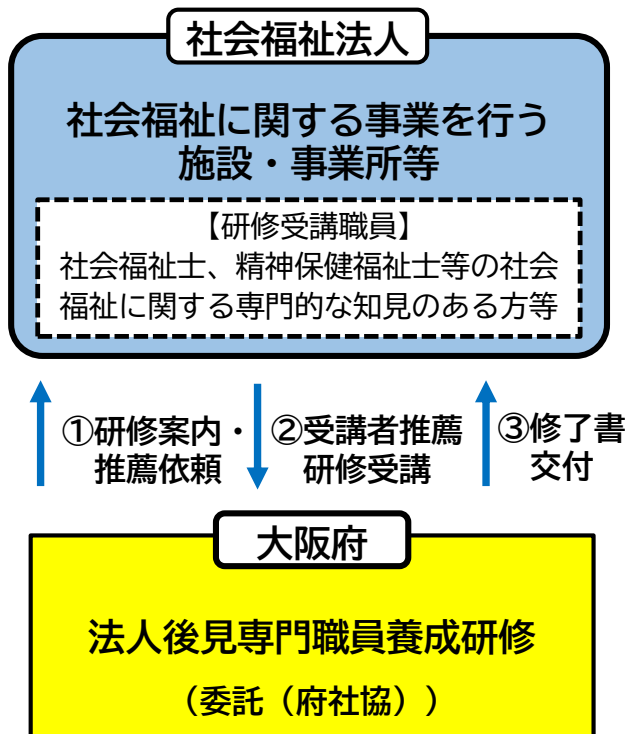
▶一方、市民後見人養成事業の未実施自治体に対しては、概ね3か年以内に市民後見人養成事業への参画の検討を促し、市町村における制度の担い手確保を促進する。

#### ② 後見人等候補者の選定（市民後見人優先）

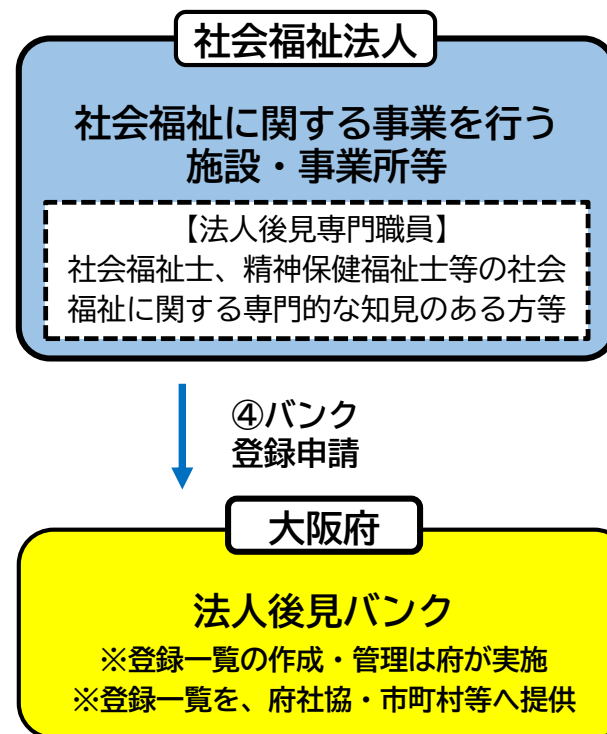
▶後見人等候補者の検討・選定を行う際は、まずは、「市民後見人」の選定を優先的に検討する。

## 4. 法人後見バンク登録までの流れ

### (1) 研修の受講・修了



### (2) 法人後見バンク登録



### <主な手続きの流れ>

- ① 府社協から法人へ研修の案内、受講者推薦依頼
- ② 社会福祉法人の長は、「法人後見専門職員養成研修」の受講職員を推薦し、研修を受講
- ③ 研修の受講修了者に対して、修了書を交付
- ④ 社会福祉法人は、「法人後見バンク登録」に申請し、大阪府は、社会福祉法人からの申請に基づきバンク登録を行う



## 5. 「法人後見専門職員養成研修」の実施

### (1) 受講対象者等

受講対象者	年齢要件	資格要件	修了要件
大阪府内に所在する 社会福祉法人が推薦する職員	特になし	特になし (社会福祉士、精神保健福祉士等 の社会福祉に関する専門的な 知見のある方が望ましい)	全研修項目の受講 *研修終了後、法人に 対して通知を送付 (修了証を本人に交付)

### (2) 研修内容 (予定)

- ❖ 期 間：2～3日程度
- ❖ 内 容：13項目・16単位（1単位60分）

#### ≪成年後見制度の基礎≫

- ・成年後見制度の概要
- ・権利擁護支援の基本 など

#### ≪成年後見の実務≫

- ・就任から終了までの事務の概要
- ・関係書類の作成、財産管理、身上保護の実際 など



## 6. 成年後見人等の主な活動

### (1) 受任対象者

▶成年後見人等の受任対象者は、「後見」「保佐」「補助」の法定後見制度を利用される方で、以下①から⑤の全てに該当する方とする。

本人の状況等	具体的な要件
高額な資産がない	① 生活保護受給者やそれに準じる方 ② 後見報酬を資産から支弁できない方
法的な措置等の複雑な支援を要しない	③ 急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争等がなく比較的落ち着いた方 ④ 複雑な不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない方
在宅者または他法人の施設入居者である	⑤ 他法人の福祉サービスの利用者で当法人と利益が相反する恐れのない方

※③については、本人の状況等により受任するケースあり。④については、専門職の支援を受けることで受任するケースあり。

※⑤については、法人の専門職員が移動可能な範囲（支援可能な範囲）の住所地であること（本人の所在地が法人所在地と同一の市町村である必要はない）。また、在宅者で入所が必要となった時は、他法人（法人後見を受任する法人の理事、監査役及び評議員が含まれない法人）が運営する施設へ入所を調整。

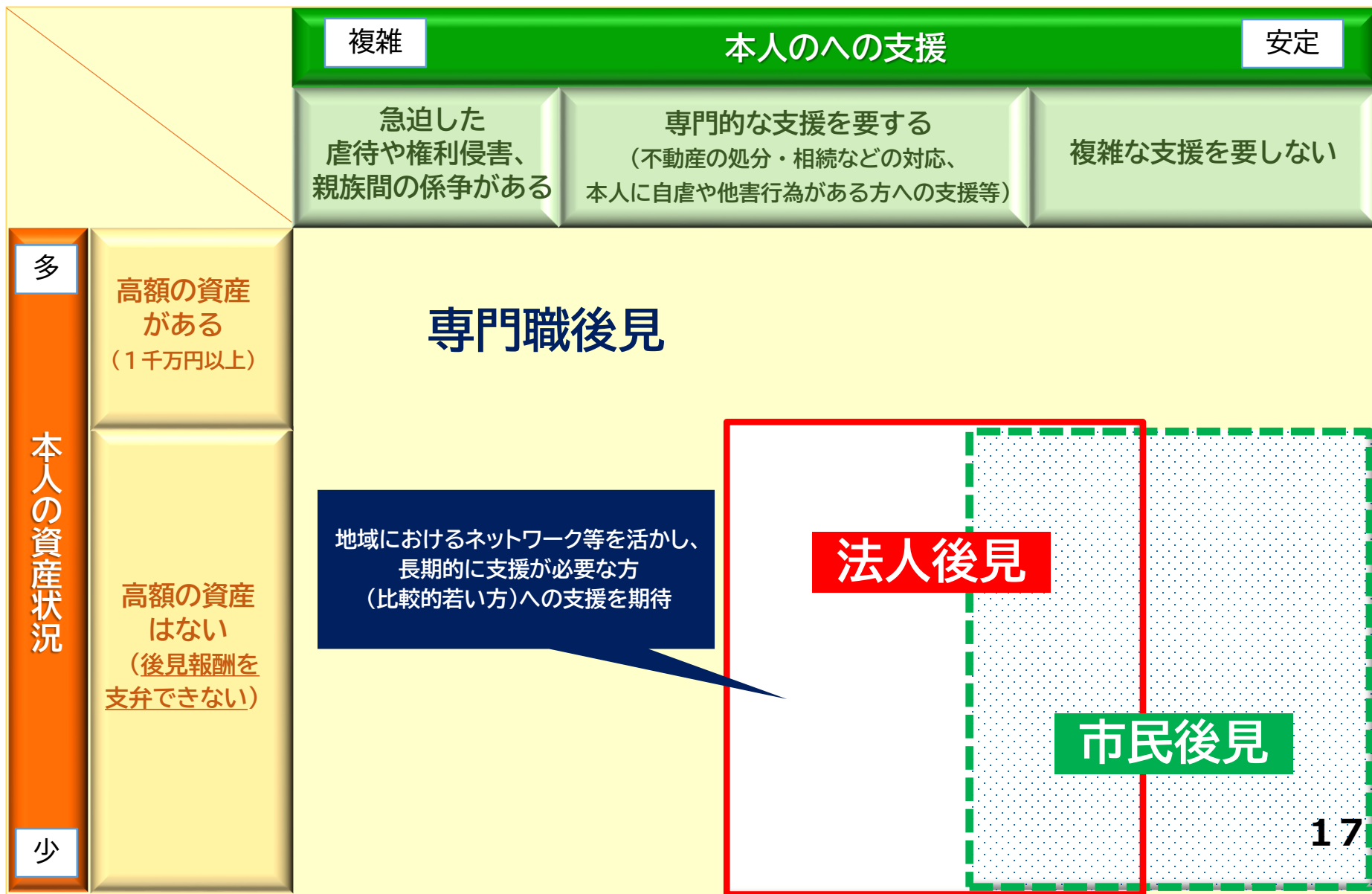
▶以下に該当する方は受任対象外とする

- ・ 当法人が運営する施設の入居者
- ・ 当法人の福祉サービスの利用者
- ・ 当法人と利益が相反する恐れのある者

## ◆ 法人後見の受任対象者（イメージ）

・法人後見の受任対象者のイメージは、以下のとおり。

なお、市民後見人は、後見類型のみ受任するが、法人後見は、後見に加え、保佐・補助類型も受任する。



## 6. 成年後見人等の主な活動

### (2) 後見人等の活動内容等

- ・ 後見事務全般 **(被後見人等本人への見守りを月1回以上実施)**
- ・ **後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担** (報酬付与の申立てをしない)
- ・ **専門職員を1名以上配置** (他部署との兼務可)
- ・ 後見業務に関する **損害賠償保険に加入** (保険料は法人負担)



### (3) 後見人等の主な職務

#### ① 身上保護

本人の生活や医療・福祉サービス等の身の回りのことについて、本人に寄り添った丁寧な意思決定支援や自己決定権を尊重した上で、契約等の法律行為を行う。(介護等の事実行為は含まれない)

#### ② 財産管理

本人の定期的な収入を適切に管理し、長期的な展望に立って計画的に財産を管理する。財産管理を通じて、本人のニーズに沿った生活を構築していくことが求められている。(保佐人及び補助人は、付与された代理権の範囲に応じて支援)



#### ③ 家庭裁判所への報告

本人の生活や医療・福祉サービスの利用状況、収支・財産状況等について、家庭裁判所に報告し、監督を受ける。



## 7. 後見活動の支援体制

### (1) 相談支援体制

▶法人の後見活動にかかる専門的・日常的な相談支援を実施

専門的な相談 (府社協)	【定期】年2回(審判確定後すぐ(3回)と、以降は6月毎) ・家庭裁判所への提出書類の作成方法や本人への支援等 【随時】 ・法律的な事案や死後の相続手続き等
日常的な相談 (市町村等)	【定期】月1回程度 ・法人後見に関する情報交換等の実施 (被後見人等本人の状況、後見活動の確認等) 【随時】 ・福祉サービスの利用や退院後の生活等について

### (2) フォローアップ研修等の実施

▶研修の受講修了後、選任されるまでのモチベーションの維持や、支援のスキルアップの機会を確保

フォローアップ 研修(府社協)	【年2回程度】※市民後見人のフォローアップ研修と同時開催 ・関連制度の理解、消費者被害、確定申告の方法等
活動交流会 (府社協)	・市民後見人や専門職後見人との情報交換等を実施

## 8. 今後のスケジュール（案）

### <令和2年度>

令和3年1月 「経営者部会正副部会長・事務局長会議」において説明

令和3年2月 「経営者部会 社会貢献事業推進委員会」において説明

市町村へ意見照会

令和3年3月 「第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会」の開催（今回）

「市町村地域福祉担当課長会議」において説明

### <令和3年度>

令和3年4月以降 「法人後見専門職員養成研修」の実施、登録申請等事業の実施

# 成年後見制度の概要

※厚生労働省資料

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方について本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人  
任意後見制度における任意後見監督人

# 法定後見制度の概要

※厚生労働省資料

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為 （注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注2）（注3）（注4）	同上 （注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左 （注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）（注7）		

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し（同年6月14日公布）、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注6）同資格制限の撤廃等を盛り込んだ「会社法の一部を改正する法律」等が成立しました。（公布の日（令和元年12月11日）から1年6月以内に施行）

（注7）改正後の会社法においても、株式会社の取締役等が後見開始の審判を受けた場合には、取締役等に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続を経ることで、再び取締役等に就任することができます。



# 成年後見制度利用促進基本計画について

## <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

## <計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

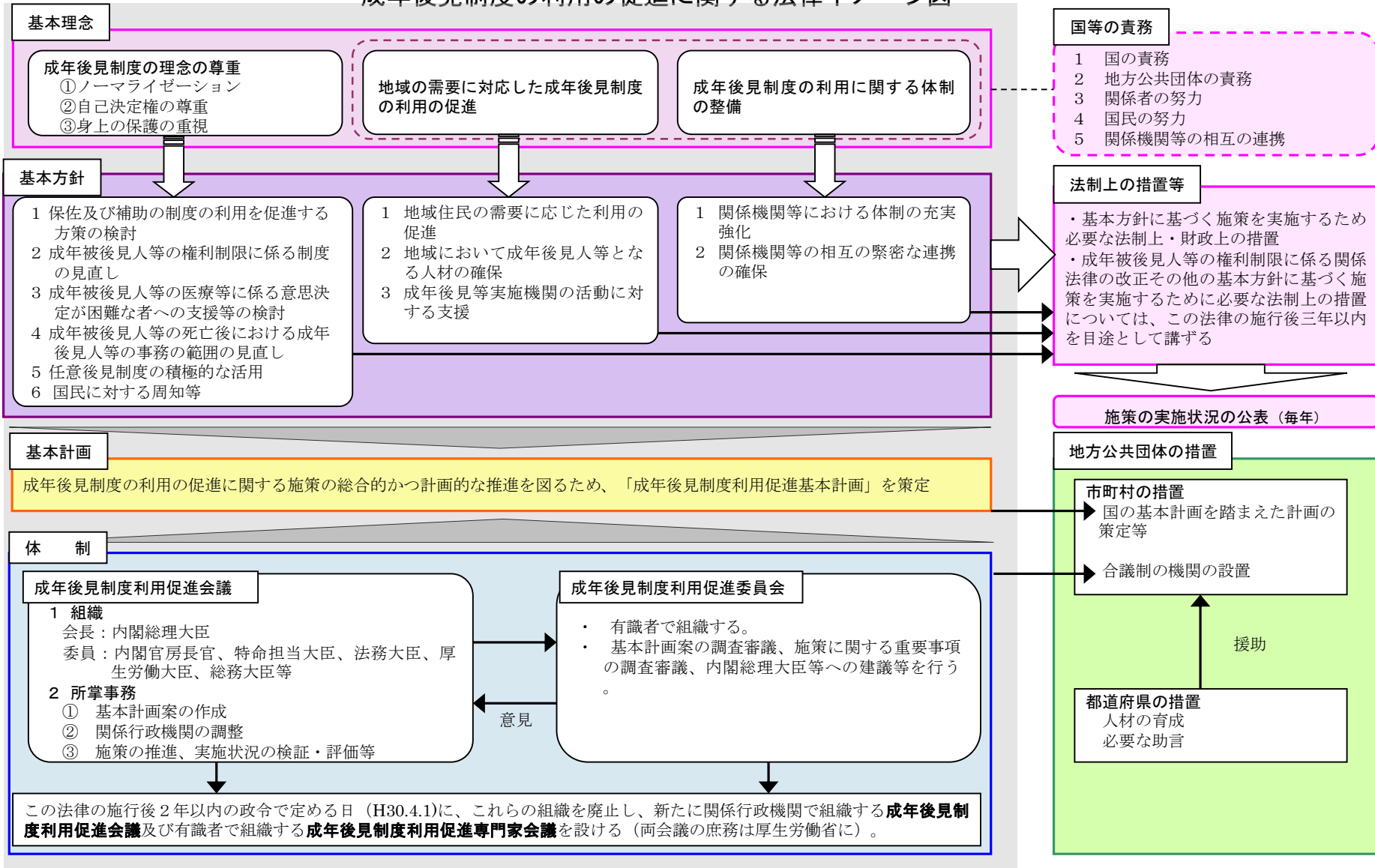
### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行

## 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

(注)令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。

# 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（令和元年5月30日）

KPIは、認知症施策推進大綱にも盛り込まれている

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項目	数値等の目標 ※（ ）内はR1.10時点（一部除く）の実績値
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 <small>（参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</small>	全1741市区町村 （559市区町村）
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 （134市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	
	・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県
	・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	
	・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数	全1741市区町村 （589市区町村）
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 （273市区町村）
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	200市区町村 （80市区町村）
V 不正防止の徹底と利用しやすいの調和	・協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 （150市区町村）
	・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 （約12%（※）） ※H30.12末時点
	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

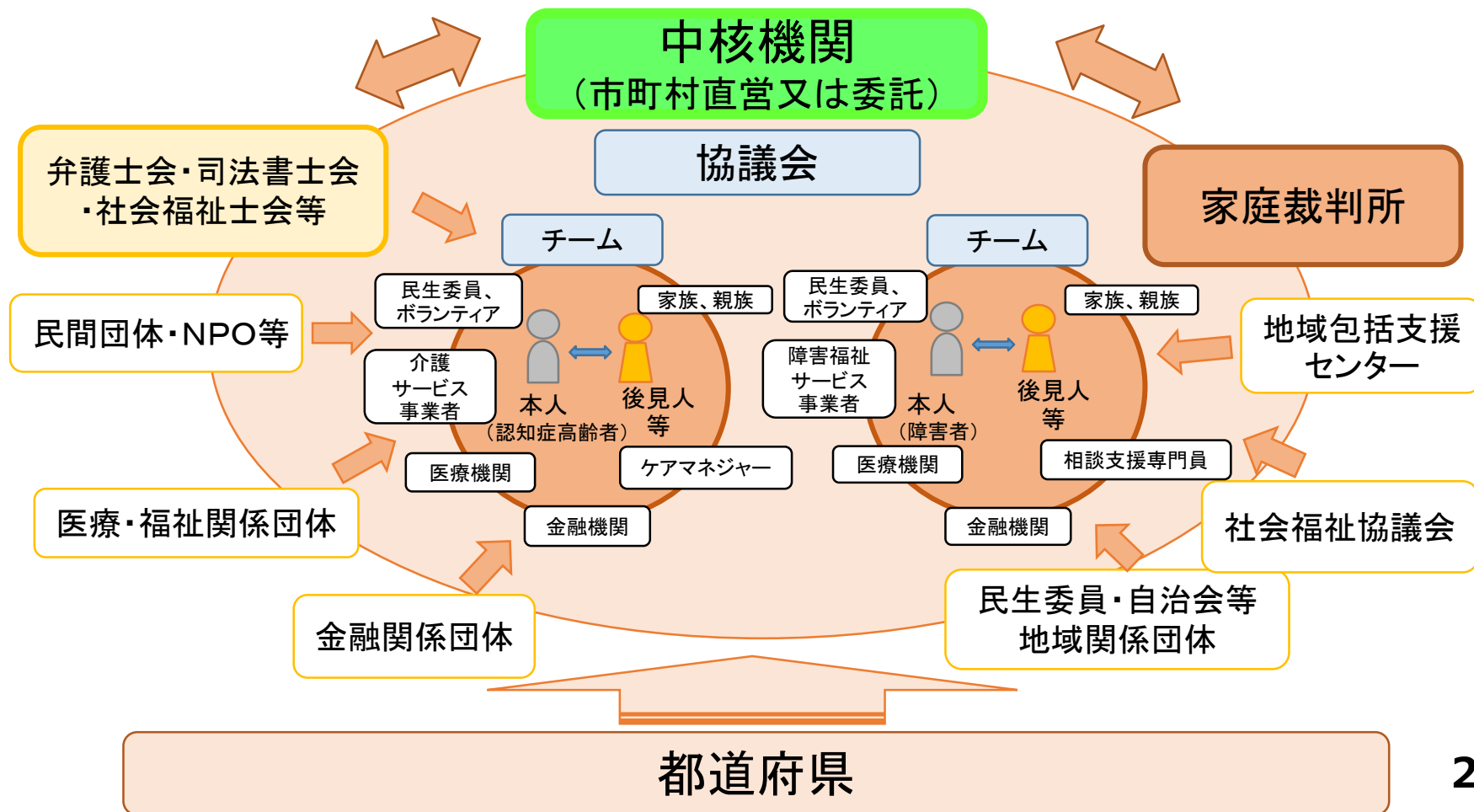
全市区町村に向けたKPIは、

広報・相談機能を有した

①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。  
 ※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。  
 ※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
- このため、市町村においては、地域の実情に合わせながら、既存の取組の活用や連携を図りつつ、以下の3つの取組を進める。

まずは広報・相談  
機能を有した

## ① 中核機関の整備

- 住民が制度の内容を知らずに、また、きちんと相談できないまま、申立をしてしまう事案も…  
⇒ 結果、住民からは「こんなはずじゃなかった。そんな話聞いていなかった。」等の声。
- 「身寄りがない(頼りたくない)。どうしたらいいのか?」と思っている住民に応えられないと…  
【住民側】「身元保証してあげる」と詐欺にあったり、騙されてしまったり…  
【行政側】後見類型の状態になって申立てをしたり、成年後見制度の活用がされないまま亡くなると、行旅死亡人として埋葬することになったり…  
(対処療法が続くと、トータルコストでみたときの行政負担増の可能性)

## ② 協議会等の設置

- これまでの保健・福祉・医療の連携に、司法が加わるため、しっかりと話し合う場の設定が必要  
⇒ 多職種・多機関連携の基盤ができると、「行政だけ」でなく、地域全体での取組につながる。

## ③ 市町村計画の策定

- 「小さく産んで大きく育てる」ために、段階的・計画的な整備方針が必要

上記の実施に向けては、高齢・介護や障害部署のみならず、生活困窮・生活保護、保健、地域医療等の部署間連携が重要。また、プロジェクトチーム等の形成も有用。

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

## 地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



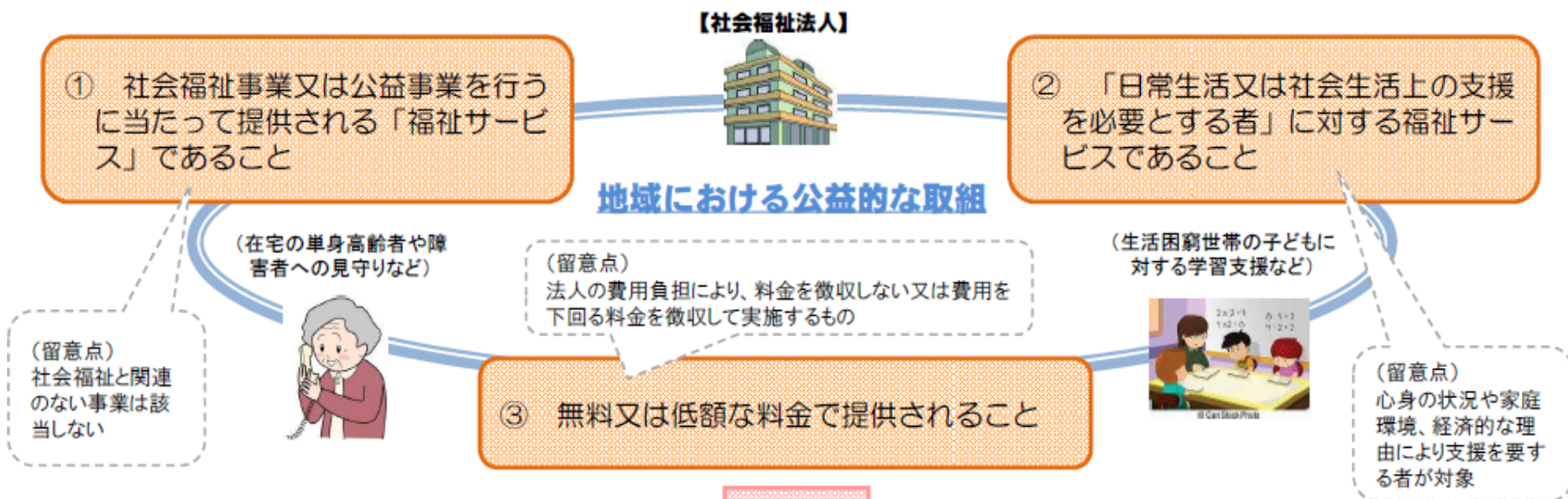
※厚生労働省資料より一部抜粋

## 地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条(略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**





## 大阪しあわせネットワーク 事業概要

### ～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができない**“制度の狭間”**の生活困窮も生じています。

大阪府社会福祉協議会は、大阪府内の**社会福祉法人・社会福祉施設（大阪府社会福祉協議会会員約1,500施設）**とともに、“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を“**オール大阪**”で展開しています。

### 1. 生活困窮者レスキュー事業（総合生活相談事業）

◎社会福祉法人（社会福祉施設）に所属する**総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）**と、**大阪府社協所属の社会貢献支援員（府内21エリア内の福祉施設に駐在）**が連携してワンストップの総合生活相談を行う

◎公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況に対して、施設長の決済により、**概ね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」**による支援も実施する

◆令和元年度経済的援助（現物給付）支援実績：719世帯 約5,654万円

### 2. 社会福祉法人（福祉施設）の強みを活かした様々な地域貢献事業の実施

◎社会福祉法人が有する**機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）**を活かし、よろず相談と各種制度等へのつなぎ、保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、**各法人（社会福祉施設）において、それぞれの特性や強みを活かした実践を開発・展開する**とともに、取り組んでいる事業等を広く発信

### 3. 社会貢献基金（特別部会費）の拠出

◎本事業を実施するための財源（制度の狭間の生活困窮を支援する「経済的援助（現物給付）」ならびに社会貢献支援員の配置費用等）として、各種別部会において設定する**「社会貢献基金（特別部会費）」**を拠出

